

” カップル・出生の多様化と法的保護の再検討”

—札幌学院大学法学部特別講演会—

札幌学院大学法学部特別講演会が、2014年11月10日（月）13時00分～14時40分、B館301号教室にて開催されます。

家族の多様化がいわゆる現代社会において、家族を巡る法状況は国内外問わず大きく変化しています。諸外国の同性婚・パートナーシップ関係の法制化と国内の婚姻法への議論、生殖医療やDNA鑑定等、科学技術の発達による法的親子関係の位置づけにつき、大きな影響をうかがい知ることができます。

本講演会では、カップル関係と出生の多様化に注目し、法的保護のあり方を、諸外国の法制度の動向や親子関係に関する近時の最高裁判所の判決をもとに再検討します。講師には、渡邊泰彦教授（京都産業大学法科大学院）「『夫・妻・父・母・男・女』組合せは？」、羽生香織准教授（上智大学法学部）「法が示す親子とは？」の2名をお招きします。

記

日 時：2014年11月10日（月） 13:00～14:40
場 所：札幌学院大学 B-301 教室（B館3階）
（〒069-8555 北海道江別市文京台11番地）
主 催：札幌学院大学法学部
お問い合わせ先：
札幌学院大学教務課法学部係
（TEL:011-386-8111 ex3214,3226）

※入場無料、事前申込み不要です。直接会場にお越しください。

取材のお申し込み：札幌学院大学広報課 尾崎
（Tel:011-386-8111 ex.2311）

札幌学院大学法学部 特別講演会
「カップル・出生の多様化と法的保護の再検討」

＜概要＞ 「家族の多様化」が言われる中、近年、家族を巡る法状況は、国内外を問わず、大きく変化しつつある。例えば、諸外国では同性婚・パートナーシップ関係について法制化され、国内では、近時、最高裁は親子関係について重要な判断を続々と下している。「法律婚主義」を掲げる日本法において、多様なカップル関係に法的保護はどのように及ぶのか。また、法律婚の効果である嫡出推定（婚姻夫婦間に生まれた子を「嫡出子」として推定する）制度においては、科学技術の発達（生殖補助医療やDNA鑑定等）をいかに捉え、法的親子関係をいかに位置づけるだろうか。各法領域の専門家を引き、近時の最高裁判決の動向の分析や諸外国の法制度との比較を行いながら、特にカップル関係と出生の多様化について、法的観点から検討したい。

日時：2014年11月10日（月）
13時00分～14時40分
会場：札幌学院大学 B301 教室

入場無料・事前申込み不要（当日、直接会場へお越し下さい）



主催：札幌学院大学法学部（担当者：佐々木 健[同会]）

お問い合わせ先：札幌学院大学法学部教務課 江別市文京台11番地

TEL: 011-386-8111（代） FAX: 011-386-8113

（※天候不順による欠航等から講師招聘が困難となる場合もございますので、ご確認方お願い致します）